

美浜発電所3号機主要経緯

1. 全般

[平成16年]

- 8月 9日 ・ 事故発生（15時22分）
- 8月 11日 ・ 原子力安全・保安院が「第1回美浜発電所3号機2次系配管破損事故調査委員会（以下、「事故調査委員会」という）」を開催
- 8月 12日 ・ 福井県が「福井県原子力安全専門委員会(以下、「専門委員会」という)」を設置
- 8月 13日 ・ 福井県が当社に対し全ての原子力発電所の運転を計画的に停止し安全点検するよう要請
- 8月 14日 ・ 第21回定期検査開始
- 8月 27日 ・ 「当面直ちに実施する対策」（労働安全の確保等）を公表
- 9月 27日 ・ 経済産業省が当社に対し嚴重注意・処分
[内容] ＊電気事業法第40条に基く技術基準適合命令
＊美浜1号機、高浜3号機、大飯2号機の定期安全管理審査評定格下げ
＊平成16年度末までの再発防止対策報告指示 等
- ・ 「美浜発電所3号機2次系配管破損事故について(中間報告書)」を経済産業省、福井県、美浜町他に報告
- 11月 13日 ・ 「美浜発電所3号機2次系配管破損事故を踏まえた当社の今後の取り組み」を公表
[内容] ＊2次系配管肉厚管理、保全業務全般について、当社が責任をもって管理する体制を強化
＊高経年プラントの2次系配管点検の強化(余寿命10年未満は全て点検 等)
＊原子力事業本部の福井県移転
＊福井県の「エネルギー研究開発拠点化構想」の具体化に向けて全社をあげて積極的に協力
- 11月 25日 ・ 「美浜発電所3号機2次系配管肉厚測定計画」を専門委員会に提出
- 11月 29日 ・ 配管点検作業開始

[平成17年]

- 1月 5日 ・ 定期検査作業開始
- 3月 1日 ・ 「美浜発電所3号機2次系配管破損事故について(最終報告書)」を経済産業省、福井県、美浜町等に提出
- ・ 「美浜発電所3号機事故再発防止対策～より安全な原子力の事業運営を目指して」を嚴重注意(H16/9/27)への回答書として経済産業大臣に提出
- 3月 5日 ・ 配管取替え開始
- 3月 14日 ・ 美浜発電所3号機2次系配管破損事故に係る「再発防止に係る行動計画(骨子)」を事故調査委員会に提出
- 3月 25日 ・ 「美浜発電所3号機事故再発防止に係る行動計画」を経済産業省、福井県、美浜町等に提出
- 3月 30日 ・ 事故調査委員会(第10回)が、「関西電力株式会社美浜発電所3号機2次系配管破損事故について(最終報告書)」をとりまとめ
- 5月 23日 ・ 配管肉厚測定作業(6,260箇所)終了（技術基準適合範囲の8箇所を除く）
- 6月 1日 ・ 「美浜発電所3号機事故再発防止対策の実施計画」を策定
- 6月 7日 ・ 専門委員会に「美浜発電所3号機2次系配管の点検結果(6,260箇所)について」を報告
- 7月 25日 ・ 原子力事業本部組織改正の実施
- 7月 27日 ・ 配管取替え完了(81箇所)
- 7月 28日 ・ 「美浜発電所3号機2次系配管肉厚測定結果」を専門委員会に提出
- 8月 4日 ・ 「美浜発電所3号機 配管取替等の技術基準適合確認の実施計画書」を原子力安全・保安院、福井県、美浜町等に提出
- 8月 9日 ・ 8月9日を「安全の誓い」の日と定める

- 8月 29日 ・原子力安全・保安院が「美浜発電所3号機 配管取替等の技術基準適合確認の実施計画書」を専門委員会に報告
- ・「美浜発電所3号機 2次系配管肉厚測定結果（総括）」を専門委員会に提出
※その後、技術基準適合命令範囲8箇所の配管を点検
(点検箇所数は、合計6,268箇所となる)
- 9月 8日 ・福井県、美浜町が「技術基準適合命令範囲の主復水管取り替え工事着手」を了承
- 9月 9日 ・技術基準適合範囲の主復水管取替工事
- ～
- 10月 19日

{ 9月 9日～28日：取替作業 10月 5日～ 6日：耐圧試験 10月11日～19日：肉厚測定・評価

- 10月 31日 ・「美浜発電所3号機 配管取替等の技術基準適合確認の実施報告書」を原子力安全・保安院、福井県、美浜町等に提出
- 11月 10日 ・原子力安全・保安院が美浜発電所3号機を立入検査（技術基準適合命令範囲）
- ～ 11日
- 11月 14日 ・専門委員会に「美浜発電所3号機事故配管取替え工事に係る検査記録確認等」を提出
- 11月 16日 ・三菱重工業による配管刻印の不適切な修正に関して、原子力安全・保安院が当社に対し
嚴重注意、原因と再発防止対策の報告を要請
- 11月 18日 ・原子力安全・保安院が当社に対し、技術基準適合命令範囲の配管肉厚測定に関して再評価等を行うよう指示
- 12月 1日 ・「技術基準適合命令範囲の配管肉厚測定に関する再評価結果」を原子力安全・保安院に報告
- 12月 5日 ・技術基準適合範囲の主復水管が技術基準に適合していることを原子力安全・保安院が確認
(技術基準適合命令解除)
- 12月 7日 ・「主復水管修繕工事に係る不適切な取り扱いに関する調査報告書」を原子力安全・保安院に提出
- 12月 14日 ・経済産業省が主復水管修繕工事に係る不適切な取り扱いに関する当社の調査報告書に対して評価結果を公表（当社は評価書を受領）
- 12月 16日 ・経済産業省が主復水管修繕工事に係る溶接安全管理審査の評定結果を公表
- [平成18年]**
- 2月 15日 ・「美浜発電所3号機再発防止対策の実施状況について」を原子力安全・保安院、福井県、美浜町等に提出
- 3月 28日 ・当社、三菱重工、原子力安全・保安院が事故調査委員会(第11回・最終回)で再発防止対策の実施状況を報告
[当社に対する評価] 再発防止対策の一連の活動が自律的に行われつつある
- 5月 10日 ・福井県、美浜町へ運転再開に係る協議申し入れ
- 5月 26日 ・福井県、美浜町が運転再開を了承
- 6月 27日 ・9月以降に試験的にプラントを起動することを公表、福井県、美浜町へ起動工程を提出
- 7月 25日 ・9月下旬に試験的なプラントの起動、10月上旬頃に一旦プラントを停止して点検を行うことを公表、福井県、美浜町へ起動工程を提出
- 8月 9日 ・「安全の誓い」の日
- 9月 20日 ・試験的なプラント起動の具体的工程を公表
- 9月 21日 ・原子炉起動
- 9月 22日 ・原子炉臨界
- 9月 26日 ・並列
- 10月 3日 ・解列
- 10月 3日 ・原子炉停止
- 10月 4日 ・停止後のプラント全体の点検
- ～19日
- 10月 23日 ・試験的な起動後の点検結果、今後の予定（原子炉起動を平成19年1月目途として進める）を公表
- 12月 21日 ・今後の予定（起動、並列時期 等）を公表